

タゾバクタム・ピペラシリン水和物の「使用上の注意」の改訂について

一般名 販売名	一般名	販売名（承認取得者）
<p>効能・効果</p>	<p>タゾバクタム・ピペラシリン水和物</p>	<p>ゾシン静注用 2.25、同静注用 4.5、同配合点滴静注用バッグ 4.5（大鵬薬品工業株式会社）他</p>
<p>改訂の概要</p>	<p>1. 一般感染症 <適応菌種> 本剤に感性のブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、腸球菌属、モラクセラ（ブランハメラ）・カタラーリス、大腸菌、シトロバクター属、クレブシエラ属、エンテロバクター属、セラチア属、プロテウス属、プロビデンシア属、インフルエンザ菌、緑膿菌、アシネトバクター属、ペプトストレプトコッカス属、クロストリジウム属（クロストリジウム・ディフィシルを除く）、バクテロイデス属、プレボテラ属 <適応症> 敗血症、深在性皮膚感染症、びらん・潰瘍の二次感染、肺炎、腎盂腎炎、複雑性膀胱炎、腹膜炎、腹腔内膿瘍、胆嚢炎、胆管炎 2. 発熱性好中球減少症</p>	
<p>改訂の理由及び調査の結果</p>	<p>「重大な副作用」の項に「低カリウム血症」を追記する。</p>	
<p>直近3年度の国内症例の集積状況 【転帰死亡症例】</p>	<p>国内症例が集積したことから、専門委員の意見も踏まえ、改訂することが適切と判断した。</p> <p>低カリウム血症関連症例 5例（うち、医薬品と事象との因果関係が否定できない症例3例） 【死亡0例】</p>	

本調査に関する専門協議の専門委員は、本品目についての専門委員からの申し出等に基づき、「医薬品医療機器総合機構における専門協議等の実施に関する達」（平成20年12月25日付 20達第8号）の規定により、指名した。